

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第1条による改正（すみだ障害者就労支援総合センター条例（平成23年墨田区条例第31号））

改 正 案	現 行																								
（事業） 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 就労し、又は就労しようとする障害者の生活支援に関すること（以下「<u>就労生活支援事業</u>」という。）。 (5) <u>計画相談支援に関すること（以下「計画相談事業」という。）。</u> (6) 地域福祉の振興に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 （施設及び定員） 第4条 センターには、次の施設を設ける。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>就労生活支援施設</u> (5) <u>計画相談施設</u> 2 〔略〕 （利用時間） 第5条 センターの各施設の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>就労移行支援施設～総合相談室</td><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td><u>就労生活支援施設</u></td><td>月曜日から土曜日まで</td><td>午前9時から午後8時まで</td></tr><tr><td><u>計画相談施設</u></td><td><u>月曜日から金曜日まで</u></td><td><u>午前9時から午後5時まで</u></td></tr></table> （休業日） 第6条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨	施設名	区分	利用時間	就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕		<u>就労生活支援施設</u>	月曜日から土曜日まで	午前9時から午後8時まで	<u>計画相談施設</u>	<u>月曜日から金曜日まで</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	〔同左〕 第3条 〔同左〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) 就労し、又は就労しようとする障害者の生活支援に関すること（以下「<u>生活支援事業</u>」という。）。 〔新設〕 (5) 〔同左〕 (6) 〔同左〕 〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>生活支援施設</u> 〔新設〕 2 〔略〕 〔同左〕 第5条 〔同左〕 <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>就労移行支援施設～総合相談室</td><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td><u>生活支援施設</u></td><td>〔同左〕</td><td>〔同左〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔新設〕</td></tr></table> 〔同左〕 第6条 〔同左〕	施設名	区分	利用時間	就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕		<u>生活支援施設</u>	〔同左〕	〔同左〕	〔新設〕		
施設名	区分	利用時間																							
就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕																								
<u>就労生活支援施設</u>	月曜日から土曜日まで	午前9時から午後8時まで																							
<u>計画相談施設</u>	<u>月曜日から金曜日まで</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>																							
施設名	区分	利用時間																							
就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕																								
<u>生活支援施設</u>	〔同左〕	〔同左〕																							
〔新設〕																									

時に休業日を定めることができる。 (1) 日曜日（就労移行支援施設、就労定着支援施設、<u>総合相談室及び計画相談施設</u>にあつては、日曜日及び土曜日） (2)・(3) 〔略〕 （利用対象者） 第7条 センターの事業を利用することができる者（以下この条において「利用対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、当該右欄に定める者とする。 <table> <tr> <th>事業区分</th><th>利用対象者</th></tr> <tr> <td>就労移行支援事業～総合相談事業</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>就労生活支援事業</u></td><td>(1) 就労中の障害者等 (2) 就労等に向け生活支援を必要とする障害者等</td></tr> <tr> <td><u>計画相談事業</u></td><td>(1) <u>区にサービス等利用計画を提出した者</u> (2) <u>その他区長が必要と認める者</u></td></tr> <tr> <td>その他の事業</td><td>〔略〕</td></tr> </table> （就労生活支援事業に係る利用手続等） 第9条 <u>就労生活支援事業</u>を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 2・3 〔略〕	事業区分	利用対象者	就労移行支援事業～総合相談事業	〔略〕	<u>就労生活支援事業</u>	(1) 就労中の障害者等 (2) 就労等に向け生活支援を必要とする障害者等	<u>計画相談事業</u>	(1) <u>区にサービス等利用計画を提出した者</u> (2) <u>その他区長が必要と認める者</u>	その他の事業	〔略〕	(1) 日曜日（就労移行支援施設、就労定着支援施設及び<u>総合相談室</u>にあつては、日曜日及び土曜日） (2)・(3) 〔略〕 〔同左〕 第7条 〔同左〕 <table> <tr> <th>事業区分</th><th>利用対象者</th></tr> <tr> <td>就労移行支援事業～総合相談事業</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>生活支援事業</u></td><td>〔同左〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔新設〕</td></tr> <tr> <td>その他の事業</td><td>〔略〕</td></tr> </table> （<u>生活支援事業</u>に係る利用手続等） 第9条 <u>生活支援事業</u>を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 2・3 〔略〕	事業区分	利用対象者	就労移行支援事業～総合相談事業	〔略〕	<u>生活支援事業</u>	〔同左〕	〔新設〕		その他の事業	〔略〕
事業区分	利用対象者																				
就労移行支援事業～総合相談事業	〔略〕																				
<u>就労生活支援事業</u>	(1) 就労中の障害者等 (2) 就労等に向け生活支援を必要とする障害者等																				
<u>計画相談事業</u>	(1) <u>区にサービス等利用計画を提出した者</u> (2) <u>その他区長が必要と認める者</u>																				
その他の事業	〔略〕																				
事業区分	利用対象者																				
就労移行支援事業～総合相談事業	〔略〕																				
<u>生活支援事業</u>	〔同左〕																				
〔新設〕																					
その他の事業	〔略〕																				

第2条による改正（すみだ障害者就労支援総合センター条例）

改 正 案	第 1 条による改正後												
(利用時間) 第 5 条 センターの各施設の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>就労移行支援施設～総合相談室</td><td>〔略〕</td><td></td></tr></table>	施設名	区分	利用時間	就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕		〔同左〕 第 5 条 〔同左〕 <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>就労移行支援施設～総合相談室</td><td>〔略〕</td><td></td></tr></table>	施設名	区分	利用時間	就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕	
施設名	区分	利用時間											
就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕												
施設名	区分	利用時間											
就労移行支援施設～総合相談室	〔略〕												

就労生活支援 施設	月曜日から <u>金</u> <u>曜</u> 日まで	午前9時から 午後8時まで	就労生活支援 施設	月曜日から <u>土</u> <u>曜</u> 日まで	〔同左〕
	<u>土</u> 曜日	<u>午前9時から</u> 午後5時まで		〔新設〕	
計画相談施設	〔略〕		計画相談施設	〔略〕	

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。